

道路維持作業における事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路維持作業における事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）5月20日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路維持作業における事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2024年3月7日
- 2 事故発生場所 東京都町田市下小山田町3332番
- 3 事故の概要 市が管理する道路上で、道路維持課職員が、街路樹（ケヤキ）の伐採作業を行っている際、伐採木が作業帯の外にはみ出したため、通行中の車両に衝突したことにより、当該車両を破損させ、また、同乗者を負傷させたもの
- 4 事故の種別 衝突事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 929,000円